

岡崎市暴力団排除条例についての説明

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

この条は、岡崎市暴力団排除条例の内容を要約するとともに、その目的を簡潔に規定したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

2 説明

暴力団は、市民生活や地域経済の場に深く介入し、暴力団の威力を背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。特に愛知県内では、暴力団の資金獲得活動が、巧妙化、多様化しており、公共工事等に暴力団関係企業を下請参入させ、公的資金を獲得したり、繁華街において、みかじめ料、用心棒代を徴収したり、風俗営業経営グループに威力提供する見返りに莫大な資金提供を受けてその資金源は増大するばかりであり、市民の安全で安心な生活を著しく脅かすとともに、公平な経済活動に支障を来すなど、本県の地域経済の発展に不当な影響を与えています。

この条は、愛知県におけるこのような厳しい暴力団情勢を考慮して、これらの不安要因を排除するために、市、市民及び事業者が一体となって市民の生活や地域経済の場から暴力団を排除し、安全で安心な市民生活を実現することなどをこの条例の目的とすることを明確に示したものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団員による不当な行為により市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

1 趣旨

この条は、暴力団排除条例における重要な意義を有する用語等の定義を規定し、用語の意義を明確にして解釈上の疑義をなくすためのものです。

2 説明

「暴力団」、「暴力団員」、「事業者」の文言につき、用語の定義をしていますが、詳しくは以下(1)～(3)を参考にしてください。

- (1) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」と表します）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 「暴力団員」とは、暴力団対策法第2条第6号に規定するところにより、「暴力団の構成員」をいいます。暴力団対策法は、暴力団という団体のうち一定の要件に該当するものを「指定暴力団」として指定し、当該指定暴力団の構成員による一定の反社会的な行為を規制していますが、この条例は、岡崎市からの暴力団の排除を強力に推進することを内容としており、その対象は、指定暴力団の構成員等に限定せず、広く暴力団の構成員（暴力団員）としています。
- (3) 「事業者」とは、事業を行う者をいい、個人事業者を含みます。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

1 趣旨

この条は、岡崎市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

2 説明

暴力団を排除するためには、暴力団が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、市民の安全で安心な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており社会経済の健全な発展に不当な影響を及ぼす存在であることなどを社会全体で認識することが先ず必要です。

その上で「暴力団を利用しない」「暴力団に協力しない」「暴力団と交際しない」ことを基本として市、市民及び事業者が相互に連携、協力して暴力団排除は推進されなくてはならないことを規定しています。

なお、条文中「暴力団を利用しない」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、

金銭その他一切のものを利用することをいい、市民が債権の回収や紛争の解決などに暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて暴力団の威力を利用する場合等も当該「暴力団を利用」に当たります。

・「暴力団に協力」とは、暴力団が組織的に行う不法行為に協力することだけでなく、暴力団の合法的な行為に対する協力も含まれます。

・「暴力団と交際」とは、暴力団組織との社会通念上ふさわしくない関係を有することであり、例えば暴力団が主催するゴルフコンペに出席することなどをいいます。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、県及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（第8条及び第9条において「団体等」という。）との連携を図ながら、暴力団の排除に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

1 趣旨

この条は、条例の目的である暴力団の排除に関し、市の果たすべき責務を規定したものです。

2 説明

この条例の目的を達成するためには、より地域に密着した地方公共団体である市町村が、その地域の実情に応じた暴力団の排除のための施策を行うことが重要です。

そのため、第1項において市が基本理念にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を推進すること、第2項において市が暴力団の排除に役立つと認められる情報を知った際に、警察や関係する行政機関に対して当該情報の提供を行うことを規定したものです。

なお、条文中「その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体」とは、愛知県公安委員会から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた「公益財団法人暴力追放愛知県民会議」をはじめとする地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体などをいい、岡崎市においては岡崎警察署内に事務局を有する「岡崎額田暴力追放市民会議」等がこれに該当します。

・「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務

所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、当該情報を保有する市民や事業者の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

（市民等の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むように努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団に利益を与えることとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならない。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除を達成するために、市民及び事業者の果たすべき責務について規定したものです。

2 説明

市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で安心な市民生活を実現するためには、警察その他の行政機関の活動のみならず、市民及び事業者も含めた社会全体による取組が必要不可欠です。

そこで、市民が相互の連携を図り、自主的な暴力団の排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めること、事業者が事業を営むに当たって、暴力団の排除のための取組みを推進していくことの責務を規定したものです。

また、市民や事業者は、社会生活や事業活動を営む上で暴力団に関する情報を保有している場合が考えられるところ、こうした市民や事業者からの情報の提供を受けることにより、暴力団員の取締りや公共工事等からの暴力団の排除等、本条例に定める施策に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、第3項において暴力団の排除に資する情報を知ったときの市等への情報の提供について規定したものです。

なお、条文中「相互に連携して」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市民が一人となり、暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したもの

・「その行う事業により暴力団に利益を与えること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資すること、具体的には、暴力団員を雇用等すること、暴力団員と契約請負や資材・原材料の購入契約等を締結すること等、直接的に暴力団に利益を与えるのみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介する等、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含みます。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

この条は、市が実施する事務又は事業が暴力団に利益を与えることとならないように、例えば暴力団員や暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものです。

2 説明

市をはじめとする公共機関が実施するすべての事務及び事業について、暴力団に利益を与えるようなことは許されません。県においては、愛知県暴力団排除条例において、県の行う事務・事業からの暴力団の排除が規定されており、それと同様に、市が実施する事務及び事業から暴力団を排除するために、必要な措置を講ずることを明文化したものです。

なお、条文中「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、許認可、登録、補助金・交付金の交付、貸付金の貸付等をいいます。

・「暴力団に利益を与えること」とは、市が実施する事務又は事業が、暴力団にとって有益となり、暴力団の勢力拡大などにつながることをいい、そのような認識がなく行う行為も含みます。

・「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等」とは、この条にいう必要な措置の例示であり、具体的には、建設工事に係る建設業者の指名停止等の措置をとることや、物品購入等に係る物品業者の指名停止等の措置をとることによって、入札に参加させないような措置がこれに当たります。

(公の施設の利用における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、公の施設の利用の承認の申請があった場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく承認をしないことができるものとする。

2 市長又は教育委員会は、公の施設の利用の承認をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、

当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく承認を取り消し、又は利用を禁止することができるものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団が市の公の施設を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないように、公の施設の利用承認権者が必要な措置を講じるものとして規定したものです。

2 説明

地方自治法第 244 条第 2 項及び第 3 項において、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならず、また、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないと規定されています。

しかしながら、暴力団が行う義理かけ行事や各種興行等の開催については、暴力団の勢力誇示行為であるとともに、資金源獲得活動の一環であり、これらの行為に公の施設が利用されることとなれば、公の施設の利用目的に疑念が生じることとなります。

この条においては、暴力団員個人の私的な利用を対象とするのではなく、暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるときに公の施設の利用を承認せず、又は利用の承認を取り消し、又は利用を禁止することができることを規定したものです。

（市民等に対する支援）

第 8 条 市は、団体等と連携し、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

1 趣旨

暴力団排除のための活動を行うに当たり、市民及び事業者が独自の力でそれを行おうとしても、そのために必要な情報等を保有していないと思われるため、この条において、市が県や推進センター等（愛知県公安委員会から暴力団対策法第 32 条の 2 第 1 項の規定により、愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた「公益財団法人暴力追放愛知県民会議」を始めとする地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体等）と連携し、市民及び事業者に対して、暴力団排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定したものです。

なお、条文中の「情報の提供その他の必要な支援」とは、例えば、

- ア 暴力団、暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関しての警察と連携した助言及び指導
- イ 業種又は地域に応じた活動を行うことについての警察と連携しての助言及び指導
- ウ 市民等が開催する暴力追放運動の一環として行う各種大会、パレードなどへの警察と連携しての助言、指導
- などをいいます。

(広報及び啓発)

第9条 市は、団体等と連携し、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

1 趣旨

この条は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が県や推進センター等と連携し、広報及び啓発を行うべきことについて規定したものです。

2 説明

暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには市が暴力団の排除に関して知識や情報を有する県や推進センター等と連携し、具体的には、ポスター・パンフレット等の配布、暴力追放大会等の開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した広報及び啓発を行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めていただくことが必要です。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

趣旨

この条は、この条例に規定する事項の他に、条例の実施に関する細目的事項を定める必要がある場合には、市長が定めることを規定したものです。